現行

### (建設工事の請負契約に係る競争入札の最低制限価格の設定)

- 第4条 市が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札における最低制限価格は、次の各号に掲げる額(消費税及び地方消費税を除く(以下「税抜き」という。)。)の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、算定された合計額(税抜き)を予定価格(税抜き)で除して得た割合が100分の90を超える場合にあっては100分の90、100分の70に満たない場合にあっては100分の70を予定価格(税抜き)に乗じて得た額に100分の108を乗じて得た額とする。
  - (1)直接工事費の額に100分の95を乗じて得た額
  - (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
  - (3) 現場管理費の額に100分の80を乗じて得た額
  - (4) 一般管理費等の額に100分の55を乗じて得た額
- 2 前項の規定にかかわらず、特に必要と認められる場合の最低制限価格算定の 割合は、100分の70から100分の90</u>の範囲内で適宜の割合とする。
- 3 前2項の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

## 改正案

### (建設工事の請負契約に係る競争入札の最低制限価格の設定)

- 第4条 市が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札における最低制限価格は、次の各号に掲げる額(消費税及び地方消費税を除く(以下「税抜き」という。)。)の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、算定された合計額(税抜き)を予定価格(税抜き)で除して得た割合が100分の92を超える場合にあっては100分の92、100分の75に満たない場合にあっては100分の75を予定価格(税抜き)に乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。
  - (1)直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
  - (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
  - (3) 現場管理費の額に<u>100分の90</u>を乗じて得た額
  - (4) 一般管理費等の額に100分の55を乗じて得た額
- 2 前項の規定にかかわらず、特に必要と認められる場合の最低制限価格算定の 割合は、100分の75から100分の92の範囲内で適宜の割合とする。
- 3 前2項の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

現行

#### (建設工事の請負契約に係る競争入札の最低制限価格の設定)

第4条 市が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札における最低制限価 格は、次の各号に掲げる額(消費税及び地方消費税を除く(以下「税抜き」と いう。)。)の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、算 定された合計額(税抜き)を予定価格(税抜き)で除して得た割合が100分 の92を超える場合にあっては100分の92、100分の75に満たない場 合にあっては100分の75を予定価格(税抜き)に乗じて得た額に100分 の108を乗じて得た額とする。

 $(1) \sim (4)$  (略)

2 · 3 (略)

# (業務委託契約に係る競争入札の最低制限価格の設定)

- 定価格(税抜き)に100分の65を乗じて得た額に100分の108を乗じ て得た額とする。
- 2 前項の規定により、予定価格(税抜き)に100分の65を乗じて得た額及 び当該額に100分の108を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、 その端数金額を切り捨てるものとする。

改正案

#### (建設工事の請負契約に係る競争入札の最低制限価格の設定)

第4条 市が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札における最低制限価 格は、次の各号に掲げる額(消費税及び地方消費税を除く(以下「税抜き」と いう。)。)の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、算 定された合計額(税抜き)を予定価格(税抜き)で除して得た割合が100分 の92を超える場合にあっては100分の92、100分の75に満たない場 合にあっては100分の75を予定価格(税抜き)に乗じて得た額に100分 の110を乗じて得た額とする。

 $(1) \sim (4)$ (略)

2 · 3 (略)

# (業務委託契約に係る競争入札の最低制限価格の設定)

- 第5条 市が発注する業務委託契約に係る競争入札における最低制限価格は、予 | 第5条 市が発注する業務委託契約に係る競争入札における最低制限価格は、予 定価格(税抜き)に100分の65を乗じて得た額に100分の110を乗じ て得た額とする。
  - 2 前項の規定により、予定価格(税抜き)に100分の65を乗じて得た額及 び当該額に100分の110を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、 その端数金額を切り捨てるものとする。